2　法第八十二条の三第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該中途脱退者に送付することによって行うものとする。

一　企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会が脱退一時金相当額の移換を受けた年月日及びその額

二　確定拠出年金法第五十四条の二第二項又は第七十四条の二第二項の規定により通算加入者等期間（同法第三十三条第一項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間をいう。第百四条の二十三第二項において同じ。）に算入される期間

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第九十六条の四　令第五十四条の七の規定により、事業主等が資格喪失者に脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について説明するときは、当該資格喪失者の脱退一時金相当額その他脱退一時金相当額の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。

第九十七条第一項第四号及び第九十八条第五号中「第百十七条第四項」を「第八十二条の二第四項」に、「第九十条第二項」を「第五十四条の三第二項」に改める。

第八章の二の章名を次のように改める。

第八章の二　企業年金連合会

第百四条の八の表以外の部分中「第三十条」を「第十九条の規定は連合会の理事長の就任等について、第二十条の規定は連合会が行う会議録の謄本等の添付について、第三十条」に、「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項」に改め、「運用について」の下に「、第九十八条（第四号及び第五号を除く。）及び第百条から第百三条までの規定は連合会の解散及び清算について、第百十条第三項、第四項及び第六項、第百十一条第一項、第百十二条、第百十四条並びに第百十五条の規定は連合会の財務及び会計について」を加え、同条の表第三十条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同項の前に次のように加える。

第十九条	地方厚生局長等	厚生労働大臣
	第二十二条第一項	第九十一条の十三
第二十条第一項	厚生労働大臣若しくは地方厚生局長等	厚生労働大臣
	地方厚生局長等に	厚生労働大臣に
	代議員会	評議員会
第二十条第二項	令第十二条第四項	法第九十一条の十一第二項

第百四条の八の表第三十二条の二の項中「、第百十五条の三第二項若しくは第百十五条の四第二項又は厚生年金保険法第百六十五条の二第二項」を「又は第九十六条の二十六第二項」に、「第九十一条の二第二項、第九十一条の三第二項、第九十一条の四第二項又は第九十一条の五第二項」を「第九十一条の十九第二項、第九十一条の二十第二項、第九十一条の二十一第二項又は第九十一条の二十二第二項」に、「若しくは積立金又は厚生年金基金脱退一時金相当額（令第二条第四号に規定する厚生年金基金脱退一時金相当額をいう。以下同じ。）若しくは同法第百六十五条第五項に規定する年金給付等積立金」を「又は積立金」に、「第九十一条の三第一項に」を「第九十一条の二十第一項に」に、「者に事業主等（規約型企業年金の事業主及び基金をいう。以下同じ。）が」を「者に事業主等が」に、「第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項」に改め、同表第三十三条第一項の項中「第九十一条の六第一項」を「第九十一条の二十三第一項」に改め、同表第三十三条第三項の項中「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項又は第九十一条の四第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項又は第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十三条第三項第二号の項中「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十四条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に、「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第三十四条第二号の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十五条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に、「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第三十六条の項中「第九十一条の六第一項」を「第九十一条の二十三第一項」に改め、同表第六十七条の項及び第七十一条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第七十二条の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に、「第百四条の九の規定により読み替えて適用する厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第七十四条において準用する同令第四十四条の二の規定により厚生年金基金基本年金経理若しくは厚生年金基金加算年金経理又は確定給付企業年金経理から福祉施設経理又は業務経理へ繰り入れることとした額、厚生年金保険法第百五十九条第七項」を「第百四条の二十一において準用する第百十一条第一項の規定により年金経理から福祉事業経理又は業務経理へ繰り入れることとした額、法第九十一条の十八第七項」に改め、同表第七十三条の項、第七十四条第一項第一号の項及び第七十四条第一項第二号の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第七十四条第二項の項中「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第七十五条の項、第七十六条の項、第七十七条の項、第七十八条の項、第七十九条の項、第八十条の項、第八十一条第一項の項及び第八十一条第一項第二号の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第八十一条第二項の項中「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第八十三条第一項の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第八十三条第一項第三号の項及び第八十三条第二項の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第八十三条第三項の項中「第百四条の八」を「第百四条の二十一」に改め、同表第八十三条第四項の項中「第六十五条の四」を「第六十五条の十六」に改め、同表第八十四条第一項の項中「第八十四条第一項各号列記以外の部分」に改め、同表第八十四条第一項第一号の項及び第八十四条第二項の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第八十五条の項の次に次のように加える。

第九十八条	第八十五条第一項	第九十一条の二十九第二項
	基金	連合会
	積立金の額並びに当該時点を法第六十条第三項の事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した最低積立基準額及びその算定の基礎	積立金の額
第百条	第六十条	第六十五条の十六において準用する令第六十条
	地方厚生局長等	厚生労働大臣